## １６０３　関税の減免戻税制度一覧表

- 恒久的減免戻税（関税定率法）
  - 無条件減免税
    - ・変質、損傷等の場合の減税（第 10 条）
    - ・生活関連物資の減免税（第 12 条）
    - ・無条件免税[狭義]（第 14 条第１号～第８号、第 16 号～第 18 号）
    - ・再輸入減免税
      - ・加工又は修繕のため輸出された貨物の減税（第 11 条）
      - ・再輸入免税（第 14 条第９号～第 11 号、第 13 号、第 14 号）
      - ・再輸入減税（第 14 条の２）
    - ・外国で採捕された水産物等の減免税（第 14 条の３）
    - ・課税原料品等による製品を輸出した場合の免税（第 19 条の２）
    - ・外交官用貨物等の免税[自動車、酒類及びたばこを除く]（第 16 条）
  - 解除条件付減免税（一般的）
    - ・外交官用貨物等の免税[自動車、酒類及びたばこ]（第 16 条）
    - ・特定用途免税（第 15 条）
    - ・再輸出減免税
      - ・再輸出免税（第 17 条）
      - ・再輸出減税（第 18 条）
  - 解除条件付減免税（制限的）
    - ・製造用原料品の減免税（第 13 条）
    - ・輸出貨物の製造用原料品の減免税（第 19 条）
  - 戻し税
    - ・変質、損傷等の場合の戻し税（第 10 条）
    - ・輸出貨物の製造用原料品の戻し税（第 19 条）
    - ・課税原料品等による製品を輸出した場合の戻し税（第 19 条の２）
    - ・輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税（第 19 条の３）
    - ・違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税（第 20 条）
- 暫定的減免税（関税暫定措置法）
  - 無条件減免税
    - ・加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税（第８条）
    - ・経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税（第８条の７）
  - 解除条件付減免税（制限的）
    - ・航空機部分品等の免税（第４条）